

令和6年色麻町議会定例会9月会議会議録（第6号）

令和6年9月18日（水曜日）午後1時30分開会

出席議員 12名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	5番	相原和洋君
6番	河野諭君	7番	西村義隆君
8番	小川一男君	9番	今野公勇君
10番	中山哲君	11番	山田康雄君
12番	白井幸吉君	13番	天野秀実君

欠席議員 4番 小松栄喜君

欠員 なし

会議録署名議員

7番	西村義隆君	8番	小川一男君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	高橋正彦君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課課長補佐	早坂あゆみ君
会計管理者兼税務会計課長兼総合徴収対策室長	今野尚佳君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課課長補佐	本田美紀君

教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	今 野 和 則 君
生涯学習課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 田 誠 一 君
農業委員会事務局長	山 崎 長 寿 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

書 記	大 泉 信 也 君
書 記	竹 荒 育 未 君

議事日程 第 6 号

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	認定第 1 号 令和 5 年度色麻町一般会計決算認定について
日程第 3	認定第 2 号 令和 5 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第 4	認定第 3 号 令和 5 年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第 5	認定第 4 号 令和 5 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第 6	認定第 5 号 令和 5 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第 7	認定第 6 号 令和 5 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第 8	認定第 7 号 令和 5 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第 9	認定第 8 号 令和 5 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第 9 号 令和 5 年度色麻町水道事業会計決算認定について
日程第11	報告第 7 号 令和 5 年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について
日程第12	議案第69号 令和 6 年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事 その 2 請負契約の締結について
日程第13	議員の派遣について

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	認定第 1 号	令和 5 年度色麻町一般会計決算認定について
日程第 3	認定第 2 号	令和 5 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和 5 年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和 5 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和 5 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 5 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 5 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和 5 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第 9 号	令和 5 年度色麻町水道事業会計決算認定について
日程第11	報告第 7 号	令和 5 年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について
日程第12	議案第69号	令和 6 年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その 2 請負契約の締結について
日程第13	議員の派遣について	

午後 1 時 3 0 分 開会

○議長（天野秀実君） 御参集御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は11名、欠席議員 2 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第 1 項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、休会前と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局次長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において 7 番西村義隆議員、

8 番小川一男議員の両議員を指名いたします。

日程第 2	認定第 1 号	令和 5 年度色麻町一般会計決算認定について
日程第 3	認定第 2 号	令和 5 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第 4	認定第 3 号	令和 5 年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第 5	認定第 4 号	令和 5 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第 6	認定第 5 号	令和 5 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第 7	認定第 6 号	令和 5 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第 8	認定第 7 号	令和 5 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第 9	認定第 8 号	令和 5 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第 10	認定第 9 号	令和 5 年度色麻町水道事業会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第 2、認定第 1 号令和 5 年度色麻町一般会計決算認定について、日程第 3、認定第 2 号令和 5 年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、日程第 4、認定第 3 号令和 5 年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、日程第 5、認定第 4 号令和 5 年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、日程第 6、認定第 5 号令和 5 年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第 7、認定第 6 号令和 5 年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、日程第 8、認定第 7 号令和 5 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第 9、認定第 8 号令和 5 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について、日程第 10、認定第 9 号令和 5 年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上の 9 か件は一括議題とすることとし、議長を除く決算認定審査全員特別委員会を設置し、これに認定第 1 号から認定第 9 号までの審査を付託いたしました。

そして、特別委員会での審査が終了いたしましたので、決算認定審査の結果報告を決算認定審査全員特別委員会委員長に求めます。西村義隆委員長、御登壇の上、報告をお願いいたします。西村義隆委員長。

〔決算認定審査全員特別委員長 西村義隆君 登壇〕

○決算認定審査全員特別委員長（西村義隆君） それでは、委員会審査結果報告いたします。

色麻町議会議長、天野秀実殿。

決算認定審査特別委員長、西村義隆。

委員会審査結果報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を下記のとおり会議規則76条の規定により提出します。

1、付託された事件。

認定第1号 令和5年度色麻町一般会計決算認定について

認定第2号 令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について

認定第3号 令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について

認定第4号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について

認定第5号 令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第6号 令和5年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

認定第7号 令和5年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について

認定第8号 令和5年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について

認定第9号 令和5年度色麻町水道事業会計決算認定について

2、審査の期日及び方法。

令和6年9月11日、12日及び13日の3日間にわたり、各種会計決算書、主要施策の成果に関する説明書、町政のあゆみなどで審査を行いました。予算の執行が関係法令、条例などに基づき適正かつ効率的に行われたか、政策や事業目的がどの程度達成され、事業の成果、効果が町民の福祉向上に反映されたのかなどの視点に立ち、各会計を慎重に審査を行いました。

3、審査の状況。

一般会計決算認定では、43項目で78か件の質疑がありました。

歳入については、国、県からの補助金、負担金における主旨及び予算処置は適正な処理のものだったのか。自主財源の確保については、税金などの分析及び傾向などはどうだったのか。また、一般会計から特別会計への繰入金などの予算措置は、適正かつ適切なものであり、十二分なものであったのか。

歳出については、財産管理費などの不用額を処置する際、事業の執行上において適切なものだったのか。また、各目の報償費、委託料、負担金、補助金及び交付金関係については、前年と比較し、成果、効果はどうだったのか。課題、改善策は見受けられなかった。見受けられる場合、その解決策、対応策についての今後の考え方はどうなっているのかなどの質疑がなされました。

特別会計決算認定においては、主なものとして、国民健康保険の一般会計繰入金の各項目及び予備費の算出根拠について、特定入所者介護サービス費における入所者数及び入所先の動向はどうなっているのかなど、質疑などが出されました。

なお、町政のあゆみ、主要施策の成果に関する説明書についても、各事業について、詳細かつ分析などを含め、成果、効果の実績を明確にし、分かりやすく記載するように、より一層努めていただきたいなどの意見が出されました。

4、審査の結果。

令和5年度色麻町一般会計決算ほか8会計決算を全て原案のとおり認定すべきものと決定しました。

5、令和5年度の決算に対する附帯意見。

附帯意見として、財産管理及び各事業における不用額の処置について、適時適切に対処することに進めていただきたい。

また、町政のあゆみ、町の主要施策の成果に関する説明書について、実施してきた事業に対して、詳細に、成果、効果、課題、改善策などをもっと分かりやすくするものにし、また、回答の答弁についてもしっかりと努めていただきたい。

以上、附帯意見として申し送りいたします。

6、まとめ。

今後、地方財政の交付金の減少する中で、自主財源の確保、各事業の効率化、財政計画の検証と合理化を推進し、本町の発展と町民生活の安定及び福祉向上に向け、健全化を図るとともに、計画的かつ慎重な財務運営に努めていただきたい。

なお、町執行部においては、一層の努力されることを念願し、令和5年度各種会計決算認定に関する審査の報告といたします。

○議長（天野秀実君） 以上で、委員長報告を終わります。大変御苦労さまでした。

議長を除く全員で審査をいたしましたので、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略し、会計ごとに討論、採決を行います。

日程第2 認定第1号 令和5年度色麻町一般会計決算認定について

○議長（天野秀実君） それでは、日程第2、認定第1号令和5年度色麻町一般会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号令和5年度色麻町一般会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第3 認定第2号 令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定

について

○議長（天野秀実君） 日程第3、認定第2号令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号令和5年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第4 認定第3号 令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定
について

○議長（天野秀実君） 日程第4、認定第3号令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号令和5年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第5 認定第4号 令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定
について

○議長（天野秀実君） 日程第5、認定第4号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号令和5年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第6 認定第5号 令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第6、認定第5号令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第5号を採決いたします。

認定第5号令和5年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程7 認定第6号 令和5年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程 7、認定第 6 号令和 5 年度色麻町介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第 6 号を採決いたします。

認定第 6 号令和 5 年度色麻町介護保険特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第 8 認定第 7 号 令和 5 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第 8、認定第 7 号令和 5 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第 7 号を採決いたします。

認定第 7 号令和 5 年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第 9 認定第 8 号 令和 5 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第 9、認定第 8 号令和 5 年度色麻町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第8号を採決いたします。

認定第8号令和5年度色麻町下水道事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第10 認定第9号 令和5年度色麻町水道事業会計決算認定について

○議長（天野秀実君） 日程第10、認定第9号令和5年度色麻町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより認定第9号を採決いたします。

認定第9号令和5年度色麻町水道事業会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第11 報告第7号 令和5年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について

○議長（天野秀実君） 日程第11、報告第7号令和5年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 報告第7号令和5年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について、地方公共団体の財政の健全性に関する法律第3条第1

項及び第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

議案書105ページをお開き願います。

まず、1の健全化判断比率ですが、これら4つの判断比率は標準財政規模に対する割合などとなっております。

標準財政規模は、自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を指します。標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えた金額であり、令和5年度は31億6,869万4,000円となっております。

次に、各判断比率について御説明いたします。

まず、実質赤字比率は、普通会計における実質赤字の標準財政規模に対する割合であります。ここで言う普通会計とは、一般会計と奨学資金貸付基金特別会計を統合したものととなります。そして、実質赤字比率は、この普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた額、いわゆる実質収支額ということになりますが、これが赤字であった場合、その赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものととなります。普通会計の令和5年度決算における実質収支は黒字でしたので、例年どおり赤字なしの状態となりました。

次に、連結実質赤字比率ですが、一般会計と特別会計の全てを連結したものが対象となります。連結会計の令和5年度決算における実質収支は黒字でしたので、例年どおり赤字なしの状態となりました。

次に、実質公債費比率ですが、こちらは地方債の元利償還金と特別会計の繰出金、また、一部事務組合負担金のうち、地方債の償還に充てたと認められるもの、さらに債務負担行為のうち公債費に準ずるものなどの合計額、言い換えますと、一般会計の借金の返済額と借金の返済に充てたと認められる特別会計への繰出金や、一部事務組合への負担金の合計額が標準財政規模に占める割合の過去3か年の平均値ということになります。この割合が18%以上になりますと、地方債の発行が県知事の協議制から許可制になり、25%以上になると、財政健全化計画の策定が必要となります。

本町は、令和4年度が9.9%、今回報告する令和5年度が10.3%となりました。

次に、将来負担比率ですが、普通会計が将来にわたって負担することになる推計額、つまり普通会計が背負う借金ということになりますが、標準財政規模の何年分または何倍に相当するかという指標であります。この指標が350%以上になりますと、財政健全化計画の策定が必要となります。

本町は、令和4年度が76.3%、今回報告する令和5年度が72.6%となりました。

次に、2の資金不足比率ですが、これは公営事業会計、公営企業会計が対象となり、水道事業会計、下水道事業特別会計及び工業団地整備事業特別会計が該当いたします。会計ごとに資金不足額の事業規模に対する割合を算出しますが、その指標が20%以上になりますと、経営健全化計画の策定が義務づけられます。

令和5年度は、水道事業会計、下水道事業特別会計及び工業団地整備事業特別会計ともに余剰金が発生しておりますので、いずれの会計も資金の不足がない状態となりました。

た。

以上、令和5年度色麻町各種会計決算に基づく健全性の判断比率及び資金不足比率を算定し、その基礎となる事項を記載した書類と併せて監査委員の審査に付し、その結果、別紙のとおり意見書が提出されましたので、以上の説明をもちまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による報告といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって、報告内容の説明を終わります。

次に、本案件については監査委員から審査結果について意見書が提出されており、先般、議員各位のお手元に配付いたしております。

それでは、代表監査委員から意見の概要について報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（早坂仁一君） それでは、既にお渡ししております財政健全化意見書をお出し願います。

1 ページをお開きください。

令和5年度色麻町各種会計決算に基づく財政健全化審査意見書。

1、審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の期日。

令和6年7月29日。

3、審査の意見。

（1）総合意見。

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

①の実質赤字比率、②連結実質赤字比率については赤字が発生していない。③実質公債比率10.3、④将来負担比率72.6、いずれも早期健全化基準を下回っている。

（3）是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

続きまして、2ページをお開きいただきます。

令和5年度色麻町公営企業会計決算に基づく経営健全化審査意見書。

1、審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された公営企業会計決算に係る資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の期日。

令和6年7月29日。

審査の結果。

（1）総合意見。

審査に付された下記資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれ

も適正に作成されているものと認められる。

(3) 是正改善を要する事項。

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 以上で、代表監査委員の審査の結果と意見の報告を終わります。
大変御苦労さまでした。

○議長（天野秀実君） これより報告第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。
10番中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） それでは、実質公債比率についてお尋ねをいたします。

その中でまず、元利償還金は全てで幾らなのか、また算入公債費は幾らなのか、まずお尋ねをしておきます。実質公債比率の分子もお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） お答えをいたします。

まず元利償還金の額でございますけれども、6億8,507万4,000円となっております。
失礼いたしました。元利償還金の額でございますが、令和3年度合わせた、合計、5年度、大変失礼しました。

令和5年度につきましては3億1,861万4,000円となっております。3億1,861万4,000円。

それから、公債費の算入金額でございますが、こちらがですね、3億6,578万5,000円でございます。3億6,578万5,000円となっております。

それからですね、実質公債費比率の分子でございますが、こちらは。お待たせいたしました、2億9,065万3,000円でございます。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑。中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） さきたのこの元利償還の部分で3億1,800万円というの、これ全てそのほかに、多分公営企業債の元利償還も含まれてんだらうと思う。んだげっとも、そこんところには含まれてないんだらう。それに対して今度、組合での関係についてもそれらは合算されていく、多分そうなるはずだと思うのね。その中で、先ほど3億1,800万円しか言われてないから、この計算でいくと実質公債比率の分子、この2億9,000万円というのは計算、それらを足さなければ出てこないんじゃないかなと思うんですけども、それらを合わせた中で幾らになるんだか、まずそいつを聞いて。あと、2問目だからこうした数字を見た場合に、この実質公債比率、本町からいけばね、この分析っていうかどのようにこの数字を見て分析をしていくのか。それ併せてお尋ねします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） はい、お答えをいたします。

まず先ほど、元利償還金の額ということでお答えをいたしました3億1,861万4,000円、こちらにつきましては、元利償還金の額のみとなっております、中山議員御指摘の

とおりですね、公営企業に要する経費、それから一部事務組合に関するこの公債比の経費ですね、こういったものを全て合わせますと、6億8,507万4,000円。こちらの額が正しい数字でございます。訂正をさせていただきます。

それからですね、御指摘のございました実質公債費比率、これの分析の結果ということでございます。議員も御存じのとおりですね、この実質公債費比率、低ければ低いほど町の借金が少ないという形になるので理想的な形になるかと思います。令和3年度につきましては10.2%、令和4年度については9.9%、また令和5年度、今年度決算につきましては10.3%ということで、数字に若干の変動がございますが、いずれにしても10%台を維持してしまっているということでございます。こちらのこの公債費、比率を下げるためにはということでございますけれども、まず借金をしないというのが一番の理想でございます。そのためには自主財源の確保というものが本当に大事になってきますけれども、これもなかなか簡単な話ではないというのも、私たちも十分に存じ上げているところでございます。こういったところで借金をしないという形ですね、まちづくり、町政運営、こういったものをですね、考えていく中で、今の財政規模、今、実質、行っている財政規模が本町のこの人口に対して合っているのかどうか。こういったところもですね、見ながらですね、やっぱり必要な借金をして、普通建設事業に充ててですね、それに伴う借金ってのは当然伴ってきますけれども、それが今後、未来将来的にも必要なものかというところもですね、検証しながらこの公債費比率というのは極力下げていく努力というのも当然必要になってくるかなというふうに思います。分析というちょっと、話になりますとなかなか難しくなりますが、まずこの比率を下げるということはとても大事なことだというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 中山 哲議員。

○10番（中山 哲君） 答弁をいただきました。

そのとおりだと思います。しかしね、そこんどこにね、またこうして実質公債比率を見るとね、10.3と、令和4年では9.9、そこからいくと0.4上がってるとね。やはりこういった数字を見ていけば、財政の計画っていうのをやっぱり必要、財政計画がまずもって必要になってくるんだろうと思います。そういった意味でね、やはり財政計画なくしてね、健全財政はないんだろうと思う。それらについてやっぱり努力をしていただきたい。やっぱり現町長が当選して町長になってから28年度ね、そこから変え、やっても全然出てこない、出すよって言うっておきながら出てこない。やっぱ健全計画、それらについて出して、財政健全計画っていうかね、財政計画をやっぱり立てる必要があるんだろうと思います。

今、課長が答弁したのはそのとおりだと思います。ただしその計画をやっぱり、しっかり立てた中でやっていただくのが一つの在り方だと思います。その財政計画についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） はい、お答えをいたします。

私が先ほど回答させていただいた内容については、このような思いということでございまして、それをしっかり公表する形の計画書というもので色麻町の財政計画というものを示す必要があると。こういったものをしっかりと整備しながら、財政計画を立てる必要があると。中山議員のおっしゃるとおりだと思います。

去年の予算審査特別委員会の中でもですね、令和6年度の当初予算のですね、予算審査特別委員会の中でもですね、そういった話が出されまして、令和6年度中には作成をしますということでお話をさせていただいております。これに基づきまして、当課ではですね、現在その財政計画につながるもののですね、今、準備をいたしております。

ただ、他町のようにですね、10年計画がちょっと長い計画を1年目から作るというのはなかなか難しいということもございまして、今、検討してるのが3年もしくは5年というところで、まず計画のスタートを切りたいということで考えておりまして、今、準備を進めているところでございます。

その中でですね、当然認定こども園の関係でですね、人件費のところは正直読めない、はっきり読めないというところがございましたけれども、令和6年になりましてその辺の人員の部分がですね、人件費の部分がはっきりしてきましたので、まず長期総合計画の実施計画、これをベースにですね、人件費、こういったものも上乗せしながら、まず3年もしくは5年のですね、スパンで計画を作りたいというふうに、今、考えて準備を進めているところでございます。

また本町だけではなくて、例えば、加美郡保健医療福祉行政事務組合の負担金、また大崎広域、こちらのほうもですね、負担金、こういったところも大いに関係してまいります。こういったところの積算の基礎、1億、2億簡単にずれただけで、本町の財政計画は狂ってしまいます。ですので、そういったところのですね、しっかりした数字、こういったものもしっかりいただきながらですね、早めに計画をつくるようにということで進めていきたいと思っておりますので、もう少々お時間をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 報告第7号についてほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で報告を終わります。

日程第12 議案第69号 令和6年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その2請負契約の締結について

○議長（天野秀実君） 日程第12、議案第69号令和6年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その2請負契約の締結についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第69号令和6年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その2請負契約の締結について提案理由を御説明申し上げます。

令和6年度色麻町保健福祉センター冷暖房設備改修工事その2につきましては、去る9月5日に条件付一般競争入札を執行いたしました。入札の内容はお配りした入札執行調書のとおりでございますが、入札参加者は1社で、仙台市青葉区片平1丁目5番20号の第一工業株式会社東北支店が、消費税を含む1億8,590万円で落札いたしました。なお、落札率は95.64%でございます。

主な工事の内容につきましては、審議資料で御説明申し上げます。審議資料の1ページをお開き願います。

全体平面図になります。今回の工事に関わる冷暖房供給箇所については、斜線の部分になります。

主な工事内容は、冷温水機、冷却塔、ポンプ4基、自動制御設備、中央監視装置の撤去、新設が主な工事でございます。

2ページをお開き願います。

左側が改修前冷温水器とポンプ類の側面図で、右側は改修後冷温水器とポンプ類の側面図でございます。

3ページをお開き願います。

左側は改修前冷却塔側面図で、右側は改修後の冷却塔側面図でございます。

なお、工事期間は議決をいただきました翌日から令和7年3月28日までを予定しております。

以上、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御可決のほどよろしくお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

日程第 13 議員の派遣について

○議長（天野秀実君） 日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容につきましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。議員の派遣につきましては、このとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはこのとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

○議長（天野秀実君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって令和6年色麻町議会定例会9月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はこの後、明日9月19日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、明日9月19日から次の会期までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時18分 散会
